

# 一 般 競 争 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する維持修繕等業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度岩手県立学校沿岸漁業共同実習船「海翔」維持修繕工事
- (2) 履行場所 請負契約業者ドック内
- (3) 履行期間 令和7年9月16日から令和7年10月30日まで
- (4) 業務概要 維持修繕

## 2 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札は、本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあっては商号又は名称）を記載すること。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札執行回数は、制限しないものとする。

## 3 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。（入札しようとする金額の100分の3以上の金額が納付されていない場合は、入札書は無効となる。）  
ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は次のとおりとする。
  - ア 納付場所 宮古市磯鶏三丁目9番1号地内 岩手県立宮古水産高等学校
  - イ 納付期限 令和7年9月8日から令和7年9月12日 午前9時から午後4時までとする。  
ただし、令和7年9月12日は入札開始前までとする。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加資格者又は代理人に還付する。  
また、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙200円貼付）を提出すること。  
なお、落札者については、契約締結後において還付する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

## 4 入札書に関する事項

入札書には、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日

- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名は、1（1）の業務名とすること。
- (5) 入札書のあて名は、「岩手県立宮古水産高等学校長」とすること。

## 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付していない（納付免除の者を除く。）、又は納付金額が不足している場合
- (3) 入札書に所定の記名押印がない場合
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 無権代理人が入札した場合
- (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

## 6 落札者の決定方法

- (1) 本件維持修繕等業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 7 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

## 8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。  
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

## 9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する事務担当及び問合せ先  
岩手県立宮古水産高等学校 主任 須藤 敬一  
〒027-0024 宮古市磯鶏三丁目9番1号  
電話番号 0193-62-1430